

諸外国（米英独仏豪加）及び我が国の司法制度の概要（対照表）

		アメリカ※1	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	カナダ	日本
裁判所	基本的組織	○地方裁判所 ○控訴裁判所 ○最高裁判所	○治安判事裁判所 郡[県]裁判所 ○刑事法院 高等法院 ○控訴院 ○連合王国最高裁判所[に 貴族院から移行]	○小審裁判所 大審裁判所 重罪院 ○控訴院 ○破毀院	○区裁判所 ○地方裁判所等 ○高等裁判所等 ○連邦通常裁判所等 ○その他特別裁判所	○連邦最高裁判所 ○連邦裁判所 ○家庭裁判所 ○連邦巡回裁判所 ○州上級裁判所 ○州中間裁判所 ○州下級裁判所	○連邦最高裁判所 ○連邦控訴裁判所 ○州控訴裁判所 ○連邦裁判所 ○州上級裁判所 ○州裁判所	○簡易裁判所 ○地方裁判所 家庭裁判所 ○高等裁判所 ○最高裁判所
	憲法裁判所の有無	なし	なし	あり (憲法院)	あり (連邦及び州の憲法裁判所)	なし	なし	なし
	行政裁判所の有無	なし	なし	あり (コンセイユ・デタ等)	あり (連邦及び州の行政裁判所)	なし	なし	なし
裁判官の任用		法曹一元	法曹一元	キャリアシステム	キャリアシステム	法曹一元	法曹一元	キャリアシステム
陪・参審制	制度採用の有無	陪審制 (大陪審・小陪審)	陪審制	参審制	参審制	陪審制	陪審制	裁判員制度
	民事・刑事における採用の別	民事・刑事に広く利用されている。なお、大陪審は刑事事件において利用されている。	主に刑事。民事では名誉毀損等一部の種類の事件でのみ利用されている。	刑事のみ。(重罪院, 未成年重罪院)	主に刑事及び特別裁判所で利用。通常民事では一部の商事事件でのみ利用されている。	主に刑事。民事では名誉毀損等一部の種類の事件でのみ利用されている。	主に刑事。民事ではほとんど利用されていない。	刑事のみ。(ただし、一定の重大犯罪(殺人, 強盗致傷)などに限る。)
弁護士資格		単一	○法廷弁護士 ○事務弁護士	単一※2	単一	○法廷弁護士 ○事務弁護士	単一	単一
法曹養成制度		各州がそれぞれ独立した法曹資格の付与制度をとるが、概ね、ロースクール卒業後、司法試験に合格すれば資格を付与される。司法修習制度はない。	法廷弁護士と事務弁護士でそれぞれ別個の研修システムがあり、実務教育も取り入れられている。	司法官(裁判官, 検察官)と弁護士で別の養成制度がとられている。司法官には司法修習制度があり、弁護士にも研修センターでの研修システムが設けられている。	州ごとに司法試験及び法曹養成が行われている。司法試験合格後、司法修習を経て、第二回試験に合格すれば資格を付与される。	司法試験はなく、法学士又は法務博士号取得後、実務研修課程又は実務修習を経て、州最高裁にから資格の承認を得る必要がある。	ロースクール卒業後、各州のロー・ソサエティ等が実施する法曹資格付与コースを履修し、最終試験に合格すれば資格を付与される。	司法試験合格後、司法研修所において、1年の司法修習を経て修了試験に合格することが必要。
裁判等手続の特徴	民事	○ディスカバリー手続 ○懲罰的損害賠償制度	○集中審理主義 ○事件類型に応じた訴訟手続	○書証の重視 ○鑑定の頻繁な利用 ○レフェレ(急速審理手続)を活用 ○大審裁判所(民事)における弁護士強制主義 ○弁護士報酬の敗訴者負担	○民事訴訟改革法(2001年)による第一審審理の充実と上訴の制限 ○代理人強制主義 ○弁護士報酬の敗訴者負担	○集中審理主義 ○弁護士報酬の敗訴者負担	ディスカバリー手続 懲罰的損害賠償制度	○争点整理手続 ○集中証拠調べの原則化 ○少額訴訟手続
	刑事	○無令状逮捕 ○おとり捜査 ○有罪答弁制度 ○司法取引 ○起訴状一本主義 ○初回出頭手続 ○予備審問手続	○無令状逮捕 ○有罪答弁制度 ○起訴状一本主義	○起訴裁量主義 ○予審制度 ○附帯私訴制度 ○職権主義※3	○起訴法定主義(例外あり) ○起訴後の手続打ち切り ○職権主義※3 ○直接主義・口頭主義 ○判決内容に関する合意 ○覆審制の控訴審	○無令状逮捕 ○有罪答弁制度 ○起訴状一本主義	○起訴便宜主義 ○有罪答弁制度 ○予備審問手続 ○各種出頭確保手続	○令状逮捕 ○国家訴追主義 ○起訴裁量主義 ○起訴状一本主義

※1 アメリカについては主に連邦の場合を記載した。

※2 従前はフランスでも、弁護士の資格はアヴォカとコンセイユ・ジュリディクの二つに分かれていたが、1990年に現行のアヴォカに統一された。また、控訴院、大審裁判所、商事裁判所においては、アヴォカのほかに代訴士(アヴェ)が存在していたが、1971年及び2012年の改革を経て完全にアヴォカに統合された。なお、弁護士として一定の経験を積んだ後に司法・行政の最高裁判所において活動するコンセイユ・デタ=破毀院付弁護士(法院弁護士)となることができる。

※3 例えば、担当裁判官は、公判前にあらかじめ当該事件に関する一件記録を吟味した上で審理に臨む。